

第1条（趣旨）

この規定は、北九州市立小・中・特別支援学校、高等学校、高等専修学校、幼稚園（以下「市立学校」という）の教育活動等をホームページ上に公開する上で、安全かつ効果的な運用を図るため、必要な事項や配慮すべき事項等を定めるものである。

第2条（ホームページ運用の目的）

各市立学校において、適正かつ最新の情報を発信し、保護者や地域と情報の共有及び情報公開や説明責任を果たすことにより、相互の信頼を深めていくことを目的とする。

第3条（ホームページの適正管理）

- (1) 校長は市立学校が情報を発信するホームページ（以下「学校ホームページ」という。）の運用に関して、すべての責任を有する。
- (2) 学校ホームページによる情報公開は、校長の責任において組織的に行わなければならない。このため、各市立学校においては、公開・更新の手順等をガイドラインとして定めるよう努めなければならない。
- (3) 学校ホームページは定期的に内容を見直し、最新の情報に更新するよう努めなければならない。

第4条（ホームページの開設、掲載）

学校ホームページの開設に関しては、次の各号に掲げる要件を備え、教育委員会の許可を得た後、指定のプロバイダのサーバーにおいてのみ開設することができる。なお、学校ホームページの開設に関する教育委員会への申請方法については、別途定める。

- (1) 学校ホームページの掲載内容については、第5条に留意し、校内で十分に検討を行い、校長が学校運営上必要と認め許可した上で掲載すること。
- (2) 学校ホームページのトップページに市立学校の正式名称、校長名、所在地、電話番号、電子メールのアドレス、更新期日、発信した情報の著作権の帰属先を明記すること。
- (3) 学校ホームページには、本運用規定に基づいて、掲載していることを明記すること。
- (4) 学校ホームページに写真を掲載する場合は、肖像権に留意し、個人が特定できないように配慮すること。
- (5) 学校ホームページにおける児童生徒の作品等の掲載は、校長が学校教育のために必要と認め、かつ、本人及び保護者に対して、情報発信の趣旨及び危険性の説明及び掲載の同意を得ること。
- (6) 学校ホームページに児童生徒の作品等を掲載した後、本人もしくは保護者等から訂正・削除の要請があった場合には、速やかに適切な処置を行うこと。
- (7) 学校ホームページに校歌（曲、歌詞）を掲載する場合、必ずその権利者の許諾を得ること。
- (8) 学校ホームページから他のホームページへリンクを設定することについては、校長が学校教育のために必要と認め、当該ホームページの権利者の承諾を得た上で、設定すること。
- (9) 学校ホームページには、外部からの書き込みができないように設定すること。
- (10) 学校ホームページにイラスト等を使用する際には、有料、無料に関わらず利用規定や利用規約を十分に確認すること。

第5条（禁止行為）

学校ホームページの運用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 公開すべきでない校務等に関する内容、並びに職務上知り得た個人情報（氏名、住所、電話番号、生年月日、ID・パスワード、趣味・特技、その他）等に関する情報発信
- (2) 著作権（著作者隣接権を含む）等の知的所有権を侵害するおそれのある著作物（文章や絵、アニメや漫画のキャラクター、新聞記事、写真、講演、音楽、動画、データベース、コンピュータプログラム等）の無断掲載及び無断使用
- (3) 他人の誹謗中傷や、またそのおそれのある内容、公序良俗に反する内容、法令に反する内容、政治的・宗教的及び営利を目的とする内容に関する情報発信
- (4) 個人や外部団体のホームページの開設
- (5) ネットワークの運用管理に支障を与える行為
- (6) 物品売買等、金銭の授受を伴う行為

第6条（学校ホームページの終了）

- (1) 統廃合等の状況により学校が閉校する場合は、閉校の日をもってホームページを閉鎖する。
- (2) 閉鎖後は、教育委員会で閉鎖した旨を示すページを作成し、6カ月掲載する。
- (3) (2)の掲載期間経過後は、サーバーのデータ及び北九州市のリンク等すべて削除する。

第7条（その他、インターネット利用上の留意点）

学校ホームページ外のホームページに開設している掲示板等への情報発信は、原則として認めない。ただし、校長が教育上必要と認める場合に限り、情報発信を行うことができる。

第8条（学校ホームページ運用状況等の報告）

教育委員会は、学校ホームページの運用状況等について、校長に報告を求めることができる。また、必要に応じて指導を行うものとする。

第9条（運用規定の見直し等）

本運用規定に定められていない事柄及びホームページの運用に当たって疑義が生じた場合、校長は教育委員会と協議するものとする。なお、教育委員会は、必要に応じ本運用規定の改訂等を行うものとする。

第10条（運用規定に対する違反）

教育委員会は、市立学校が本運用規定に違反した場合、当該校のホームページの運用を停止もしくは制限することができる。

付則 この運用規定は、令和5年10月1日から施行する。